

介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する行政処分について

〔平成28年6月13日
旭川市福祉保険部指導監査課〕

1 趣旨

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者である有限会社神居寿々蘭の里に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10第8号及び第115条の19第7号の規定に基づく行政処分を平成28年6月13日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名： 有限会社神居寿々蘭の里
代表者名： 代表取締役 田中 稔力
所在地： 旭川市高砂台8丁目3番10号

(2) 事業所

事業所名： グループホーム 「喜」
所在地： 旭川市高砂台8丁目3番10号
サービス種類： 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
指定年月日： 平成16年2月26日

3 処分内容

- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止する。

平成28年7月1日から平成28年9月30日までの3か月間、新規利用者の受入停止及び報酬を2割減とする。

サービス種類： 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護
根拠法令： 介護保険法第78条の10第8号及び第115条の19第7号
処分年月日： 平成28年6月13日

4 処分の原因となる事実

介護職員処遇改善実績報告において、旭川市に対して虚偽の報告をすることにより、平成25年度の介護職員処遇改善加算を不正に請求したため。